

松山地方裁判所委員会（第1回）議事概要

1 日 時

平成15年12月1日（月）午後1時30分から午後3時30分

2 場 所

松山地方裁判所大会議室

3 出席者

（委 員） 明石成司，角谷比呂美，黒田徹三，篠浦公二，島敏男，
辻知子，西陰健，藤川研策，宮本寿，山本耕平

（事務担当者） 西村事務局長，門田総務課長，山西総務課課長補佐

4 議 事（ 委員長， 委員）

（1） 松山地方裁判所長あいさつ

（2） 委員自己紹介

（3） 委員長の選任について

松山地裁所長が適任である。

異議なし

島委員が，委員長に選任された。

（4） 議事運営事項について

ア 委員長代理の指名について

藤川委員が，委員長から委員長代理に指名された。

異議なし

イ 委員会の招集手続等について

差し支えなければ，皆さんの都合を聴取した上で，委員長が招集することとしたいがよろしいか。

賛成。

ウ 委員会の開催回数について

テーマをどう取り上げるかによって、回数は決まってくるのではないかと。

裁判所の諮問に応じるということだが、どんなものが諮問されるのか。

回数を定める必要はない。テーマを決めてから、回数を定めてはどうか。

1か月後くらいに2回目を開くこととして、テーマを決めてはどうか。

年に2回以上と決めておいた上でテーマによって調整してはどうか。

年2回は最低として、テーマや必要性に応じて開催することとしてはどうか。委員長に招集権があることになってはいるが、開催の要望があるときには事務局へ申し出ていただき、委員長代理とも相談して、年2回プラスアルファで開催したい。

賛成。

エ 委員会の議事公開について

原則として公開、内容によって非公開とすべきである。

賛成である。

現段階では、公開は時期尚早ではないか。どのようなテーマで進められるのか不明であり、以後の検討事項としてはどうか。

公開に反対はしないが、様子を見ながらとしてはどうか。施設的な問題、発言の責任など、ルールを定めてからでもよいのではないかと。

当面、一般公開はしないこととしたい。

賛成。

報道機関に対する公開についてはどうか。

差し障りのあることについては，委員長判断や委員の申出により非公開とする場合があるとしても，ぜひ公開として欲しい。

マスコミだけ公開というのは，今ひとつ納得できない。公開となつては発言しにくいという委員がいるのに，どうしても公開というのでは無理がある。委員長から，その日の議事内容をマスコミに話すということではだめか。

委員会の途中から非公開とするのは簡単なことではない。

差し障りのある話もあり，すべてオープンでは言いにくいこともある。委員長が，後でマスコミに説明するというのがよくないか。

裁判所の運営に関するもの，意見内容について，積極的に公開していかないと，この委員会自体が意味がなくなるのではないか。

公開がだめとは言わないが，マスコミがいるというのも……。議論そのものを公開しなくとも十分ではないか。

公開，透明性というのは当然のことであるが，どういう方法で要請に応えるかである。

何をやっているか伝えることは，どんどんすべきであるが，一人の委員でも消極的な意見があるのなら，その意見も尊重すべきではないか。

所属する組織としての意見と見られると，その場で対応した発言は困難であり，持ち帰った上でということになりかねない。

次回に何をするか分かっていれば，事前に公開，非公開とできるのではないか。

妥協的ではあるが，当面は非公開としてはどうか。

個人としての自由な意見を求めたい。マスコミがいると言にくいというのも事実として理解でき，全面的に公開するのはまずいように思う。当分の間，公開はしない取扱としたい。

(多数意見は了承であった。)

次回の開催日時，テーマについては，マスコミに情報提供する。話の内容について，コメントを求められるときは，委員長，場合によっては委員長代理も同席して，取材に応じて説明することとする。氏名は明示しないで，こういう意見がありました，という説明とする。

オ 議事内容の結果の作成及び公表について

議事録はどうなるのか。

議事概要について，こういう意見がありましたという形のものを，ホームページにできるだけ早く載せることとしてはどうか。議事概要の確定作業は，委員長と委員長代理の判断ということによいか。

委員長の判断だけで十分である。

カ テーマの選定等について

社会状況が複雑化，専門化している。専門的知識を要する裁判，例えば医療とか，裁判官がどういう準備しているのか，又はどういう態勢をとっているのかというテーマはどうか。

司法制度改革とは別に，市民の感覚を活かす方がよいのではないか。

法廷でのカメラ取材の在り方，被害者の立場にある人への配慮というテーマはどうか。

裁判所にも投書というのはあるのか。あれば，その内容をテーマとしてはどうか。

アメリカの陪審員，日本の裁判員，その守秘義務についてというの
はどうか。

裁判所というと，めったに来ない，来ないことがいいことだ，という感じを受ける。普通の人々が裁判所にどんどん来てくれるようになれば，よい意見も入ってくるのではないか。もっともっと国民の意見を反映さ

せるために，P Rの在り方を検討してはどうか。

お聞きした意見を参考にして，次回までにテーマを決めて連絡することとする。

キ その他

個人としての責任，守秘義務はどうなるのか。

先の議論を踏まえて，各委員の責任で対処していただくこととしてはどうか。

賛成である。

5 次回期日等

(1) 日時 平成16年4月22日(木)午後1時30分

(2) 場所 松山地方裁判所大会議室